# 第114回神河町議会臨時会に提出された議案

# ○町長提出議案

第57号議案 神河町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定の 件

# 神河町告示第156号

第114回神河町議会臨時会を次のとおり招集する。

令和5年8月8日

神河町長 山 名 宗 悟

1 期 日 令和5年8月10日

2 場 所 神河町役場 議場

3 付議事件

(1)神河町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定の件

## ○開会日に応招した議員

 小 島 義 次
 松 岡 宣 彦

 木 村 秀 幸
 藤 森 正 晴

 澤 田 俊 一
 藤 原 資 広

 安 部 重 助
 栗 原 廣 哉

 吉 岡 嘉 宏
 小 寺 俊 輔

○応招しなかった議員

廣納良幸



### 令和5年 第114回(臨時)神 河 町 議 会 会 議 録(第1日)

令和5年8月10日(木曜日)

## 議事日程(第1号)

令和5年8月10日 午前9時開会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 第57号議案 神河町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制 定の件

### 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 第57号議案 神河町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制 定の件

### 出席議員(10名)

1番	/]\	島	義	次	7番	松	畄	宣	彦
2番	木	村	秀	幸	8番	藤	森	正	晴
3番	澤	田	俊	<del></del>	9番	藤	原	資	広
5番	安	部	重	助	11番	栗	原	廣	哉
6番	吉	岡	嘉	宏	12番	/]\	寺	俊	輔

### 欠席議員(1名)

4番廣納良幸

### 欠 員(1名)

## 事務局出席職員職氏名

# 説明のため出席した者の職氏名

 町長
 山
 名
 宗
 悟
 建設課長
 野
 崎
 直
 規

 副町長
 前
 田
 義
 人
 地籍課長
 中
 野
 友
 純

 教育長
 入
 江
 多喜夫
 上下水道課長
 谷
 紹
 和
 人

総務課長		平	峃	万美	导夫	健康福祉課長 藤 原 栄 太				
総務課参事	事兼財政特命参	参事		健康福祉課参事兼保健師事業特命参事						
		黒	田	勝	樹	木 村 弘 美				
税務課長		長	井	千	晴	会計管理者兼会計課長				
住民生活課	長	平	岡	民	雄					
住民生活課参事兼防災特命参事						町参事兼病院副院長兼事務長				
		井	出		博					
農林政策課	長	前	Ш	穂	積	病院総務課長兼施設課長				
ひと・まち	・みらい課長	Ē				井 上 淳一朗				
		石	橋	啓	明	教育課長兼給食センター所長				
ひと・まち・みり	らい課副課長兼商工	観光特色	命参事			児 島 浩 司				
		髙	橋	吉	治	教育課参事兼社会教育特命参事				
						宮 本 公 平				

### 議長挨拶

○議長(小寺 俊輔君) 皆さん、おはようございます。

開会に先立ちまして、一言御挨拶を申し上げます。

連日猛暑が続く中、皆様には体調管理に苦慮されておりますことと存じます。熱中症 対策を十分にされ、御自愛に努めていただきたいと思うところであります。

そういった猛暑の中ではありますが、8月5日にかみかわ夏まつりが4年ぶりに通常開催されました。神河の夜空を彩る大輪の花に感動された方もたくさんいらっしゃることと思います。花火の美しさに目も心も奪われたことはもちろんですが、会場に湧き上がる歓声や拍手に大変感動いたしました。開催に尽力されましたかみかわ夏まつり実行委員会の皆様をはじめ、御協力いただいた全ての皆様に感謝申し上げます。

さて、本日ここに第114回神河町議会臨時会が招集されましたところ、議員各位並 びに執行部におかれましては、定刻までに御参集を賜り開会できますことは、町政のた め誠に御同慶に堪えません。

今次臨時会に町長から提出されます案件は、神河町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定の件であります。議員各位には、格別の御精励を賜り、適正妥当な結論が得られますようお願い申し上げまして、開会の挨拶といたします。

### 町長挨拶

○町長(山名 宗悟君) おはようございます。

臨時会開会に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

梅雨明けしましてから連日酷暑日が続いていますが、5日には豊岡市で39.4度を記録して、兵庫県内の観測史上最高気温を23年ぶりに更新したとの報道がありました。

また、近年の地球温暖化がもたらす台風の大型化による被害も顕著になってきており、 発生してから停滞と迷走を続けていました台風 6 号は、沖縄県はじめ九州南部に倒木、 停電、さらに交通機関に多くの影響を与え、特に、観光客でにぎわいを見せる沖縄では、 台風の停滞による飛行機の欠航により、1週間の足止めを受けるなどの多くの被害をも たらしました。今後も、台風がもたらす線状降水帯の発生など、予断を許さない状況で はありますが、新たに発生しました台風 7 号の進路にも注視しながら、神河町としても 情報収集に努めてまいります。

そのように台風 6 号が猛威を振るう中、5 日には第 1 6 回かみかわ夏まつりが神崎小学校グラウンドにおいて、3 1 店舗の夜店と仕掛花火含める 1, 0 0 0 発の花火、そして 8, 0 0 0 人の来場者で大いににぎわいを見せました。企画実行委員会をはじめ、関係者の皆様方に心より感謝申し上げます。

一方、新型コロナにつきましては、5類に移行しましてから、症状は比較的軽症では あるものの、感染者は増加傾向にあります。暑い中ではありますが、常に感染対策につ いては意識づけが必要です。

さて、本日は第114回神河町議会臨時会を招集しましたところ、議員各位の御出席 を賜り議会が開催できますことを厚くお礼申し上げます。

今臨時会には条例改正1件でありまして、昨年度条例制定いたしました新型コロナウイルス感染症対策の病院看護職員等処遇改善手当の改正でございます。よろしく御審議賜り、御承認くださいますようお願い申し上げまして、開会の挨拶とさせていただきます。

#### 午前9時00分開会

○議長(小寺 俊輔君) ただいまの出席議員数は10名であります。定足数に達していますので、第114回神河町議会臨時会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

本日、廣納良幸議員から体調不良のため欠席届が提出されておりますので、御報告申し上げます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

それでは、日程に入ります。

## 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(小寺 俊輔君) 日程第1、会議録署名議員の指名であります。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長から指名します。6番、吉岡嘉宏議員、7番、松岡宣彦議員、以上2名を指名します。

## 日程第2 会期の決定

○議長(小寺 俊輔君) 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日間としたいと思いますが、これに御異議 ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(小寺 俊輔君) 御異議ないものと認めます。よって、本臨時会の会期は、本日 1日間と決定しました。

### 日程第3 第57号議案

○議長(小寺 俊輔君) 日程第3、第57号議案、神河町職員の特殊勤務手当に関する 条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

〇町長(山名 宗悟君) 第57号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定の件で ございます。改正の内容は、月額1万円の処遇改善手当を月額1万2,000円以内に改 め、令和4年10月に遡り適用させていただきたく条例改正するものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、病院総務課長から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長(小寺 俊輔君) 詳細説明を求めます。

井上病院総務課長。

○病院総務課長兼施設課長(井上淳一朗君) 病院総務課の井上でございます。本議案の 詳細説明をさせていただきます。

本議案は看護職員等処遇改善手当の改正をお願いするものですが、この手当の創設以降今日までの改正内容とともに、本日条例改正の提案に至った経緯などを説明させていただきますので、別添の説明資料を御覧ください。

まず1点目、今日までの手当額の改正や近畿厚生局への届出など、経緯を時系列で御 説明申し上げます。

日付ごとに御説明を申し上げます。まず、令和4年1月11日に「看護職員等処遇改善事業の実施について」との見出しで、厚生労働省医政局長通知が届きました。この事業の目的は、地域でコロナ医療など一定の役割を担う医療機関に勤務する看護職員等を対象に、賃上げ効果が継続されるよう取組を行うことを前提として、令和4年2月から収入を引き上げるための措置を実施することとされ、処遇改善に必要な手当改善相当額を全額県補助金で措置するというものでございました。その通知によると、対象者は看護職員(非常勤職員を含む)とするが、医療機関の実情に応じて看護補助者やコメディ

カル等を含むことも可能であること、改善額は収入を1%程度(月額にして4,000円)引き上げることとして、その期間は令和4年2月から令和4年9月の8か月間とされました。

当院では、他病院の取組状況も参考にしつつ、その対象者に看護補助者を加え、手当額を常勤職員で月額3,200円、会計年度任用職員は勤務時間数により案分した金額とさせていただいて支給させていただきました。対象者に看護補助者を含めた理由は、看護職員と一体となって業務遂行しており、看護職員と同様に処遇を改善することが適切であろうと判断したことによります。令和4年2月から令和4年9月までの8か月間の手当支給総額は403万728円で、全額県補助金で措置いただきました。

次に、令和4年9月5日の項目に移りますが、その看護職員等処遇改善事業について、補助金措置から診療報酬措置に移行する旨、「看護の処遇改善に係る診療報酬の対応について」との見出しで、厚生労働省保険局医療課通知が届きました。その通知内容は、処遇改善に必要な手当の原資は入院料に加算され、診療報酬で措置されること、改善額は収入を3%程度(月額1万2,000円)引き上げること、その適用期間は令和4年10月以降とすることでした。この通知を受け、近隣病院の手当額決定の動向を参考にしつつ、当院の看護職員数や今後の入院患者数を想定し、診療報酬額を超え病院持ち出しを極力抑えることを念頭に、手当額を常勤職員で月額1万円、これは看護職員と看護補助者でございます、会計年度任用職員は勤務時間数により案分した金額と定めさせていただきました。なお、議会へは12月議会に条例改正をお願いし、10月遡及適用で可決いただいたところです。

次に、令和4年9月22日の項目に移ります。時期は後先になりますが、令和4年9月22日に、国からの通知による算定方法により、新設の評価料として看護職員等処遇改善評価料の届出を近畿厚生局へ行い、10月1日適用でその承認を受けています。算定方法は後ほど説明させていただきます。

次に、令和4年12月及び令和5年3月の対応でございます。看護職員等処遇改善評価料の承認を受けた以降は、3月、6月、9月、12月に直近の3か月分の入院患者数及び看護職員数を自己チェックし、その増減が1割を超えた場合は評価料の変更申請を行う取扱いとされていることから、令和4年12月及び令和5年3月に自己チェックを行いましたが、いずれの時期も看護職員数及び入院患者数が評価料の届出に用いた数値から増減1割以内であり、特に問題なしと判断したところです。

次に、令和5年7月26日の事項になります。毎年7月、保険医療機関から各地の厚生局に対し施設基準の届出状況等の定期報告を行うこととされていることから、令和4年度分の実績を報告したところ、看護職員処遇改善評価料として措置された診療報酬より看護職員等処遇改善に要した手当額等が下回っており、制度上問題ありとの指摘を受け、さらに令和5年8月2日には、本年8月25日までに診療報酬額を手当額等が上回るよう改善し、手当の追加支給がなされない場合は、令和4年10月から令和5年3月

までの診療報酬966万5,500円の全額返還を求めると近畿厚生局から通知があり、 この時点で初めて適切な運用ができていなかったことを認識したところです。

ここで、少し簡単に制度内容を説明させていただきます。

次ページ、2の看護職員等処遇改善手当の制度全体像の図を御覧ください。まず、① の看護職員処遇改善評価料の届出ですが、この計算方法は看護職員等の賃上げ必要額を 当院の延べ入院患者数で除して算出することとされています。言い換えると、看護職員 等処遇改善手当の原資は診療報酬で、看護職員処遇改善評価料として入院料に加算され、患者さんの御負担をいただくという制度設計でございます。

次に、②の診療報酬の収入額でございます。先ほど申し上げた評価料 5 0 0 円に延べ 入院患者数を乗じて得た額となり、入院患者数の増減によって診療報酬の収入も増減す ることとなり、届け出時の入院患者数もしくは看護職員数に 1 割を超える増減がない限 り、評価料の見直しも行わないということとされております。

そして、③の手当総額ですが、さきに申し上げたように、診療報酬額を超え、病院の持ち出しを極力抑えることを念頭に、手当額を常勤職員で月額1万円、会計年度任用職員は勤務時間数により案分した額で支給し、手当額に法定福利費を加えた額が手当総額になります。図にお示しをしているとおり、制度創設時に想定した時点では診療報酬額が手当総額を上回っておりましたが、令和4年度の6か月実績では逆転してしまいました。

それらの要因は、3にお示しをしておりますように、入院患者数が想定より増となったこと(評価料の算定に係る実績月として指定のあった令和4年6月から8月が相対的にかなり低い月であったこと)、制度開始時の昨年10月に、他職員との給与の均衡や、病院の持ち出しを極力抑えることを念頭に、ぎりぎりのラインで手当額を決定したこと、そのような要因が考えられます。

そのような状況を踏まえ、4のとおり条例改正をお願いするものですが、看護職員数や入院患者数が日々増減する中で、このような事態は今後も生じることから、条例で定額を規定し運用していくことは大変困難と痛感したところでして、これを改めさせていただくものでございます。

改正の内容は、診療報酬制度に抵触することなく円滑に運用し、制度の正常化を図るため、月額1万円を国が想定する引上げ額と同等の月額1万2,000円にまず改め、実際には月額1万1,000円程度の支給で運用させていただきたいと考えております。あわせて、手当総額が診療報酬収入を大幅に下回るといった不測の事態に即座に対応できるよう、1万2,000円の後に「以内」を付加させていただくものです。なお、手当額の決定、変更につきましては、必要に応じ、町長決裁により行うことといたします。条例改正後は早急に事務を進めさせていただいて、令和4年10月に遡及して適用し追加支給を行い、制度の趣旨に沿うよう正常化を図ります。

最後に、5の改善に係る影響額ですが、令和4年10月に遡り、常勤職員で1人月額

1,000円、会計年度任用職員は勤務時間数に応じて案分した額の追加支給をさせていただくこととして、手当額にして月額約13万円の追加支給になり、令和4年度分で79万円程度、令和5年度分で166万円程度で、合計245万円程度になります。法定福利費を加算しますと287万円程度の影響額となります。補正予算の提出も検討したところですが、病院の場合、正規職員であっても常時入退職があり、弾力的な予算執行を伴うことから、以前から少し予備的に予算確保を行っており、このたびは現予算内で執行できると判断し、補正予算の提出は行わないこととさせていただきました。

以上が条例改正の内容でございます。

急を要するため、臨時会招集による議案審議をお願いすることとなり、大変申し訳なく存じますが、御理解いただきますようよろしくお願いを申し上げます。以上でございます。

○議長(小寺 俊輔君) 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方。質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(小寺 俊輔君) 質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長(小寺 俊輔君) 討論を終結します。

これより第57号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに 賛成の方は起立願います。

### 〔賛成者起立〕

- ○議長(小寺 俊輔君) 起立全員であります。よって、第57号議案は、原案のとおり 可決しました。
- ○議長(小寺 俊輔君) 以上で本日の日程は全て終了しました。

お諮りします。本臨時会に付議された案件は全て議了しました。これで閉会したいと 思いますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(小寺 俊輔君) 御異議ないものと認めます。

これをもちまして第114回神河町議会臨時会を閉会します。

午前9時21分閉会

### 議長挨拶

○議長(小寺 俊輔君) 閉会に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

町長から提案されました議案は可決いたしました。議員各位の終始極めて慎重なる審議によりまして適正妥当な結論が得られました。各位の御精励と御協力に対し、厚くお

礼申し上げます。

町長はじめ執行部各位には、議案審議に当たり、資料の提出、説明など真摯たる態度 で臨んでいただきましたことに深く敬意を表します。

暦の上では立秋を過ぎましたが、まだまだ猛暑が続くようであります。また、台風7号は、今後の動き次第ではありますが、関西圏に上陸する可能性も否定されません。皆様方には体調に御留意されますとともに防災に努めていただき、住民福祉の向上と町政発展のためにますます御尽力賜りますよう御祈念申し上げまして、閉会の挨拶といたします。

.....

### 町長挨拶

〇町長(山名 宗悟君) それでは、私からも臨時会の閉会に当たり、お礼を申し上げます。

議員各位には、本日提案させていただきました案件につきまして御承認、可決いただき、誠にありがとうございました。可決いただきました新型コロナウイルス感染症対策に伴う看護職員等処遇改善手当の条例改正につきましては、速やかに事務執行をしてまいります。

さて、これからが台風シーズン本番となります。開会の挨拶でも触れましたが、台風 7号の進路がまだまだ分からない状況となってはいますが、今後勢力を強めることは確 実となっておりますことから、台風はもとより、その影響による線状降水帯による大雨 にも対応できるよう、しっかりと情報収集に努めてまいります。

また、8月は兵庫県人権文化をすすめる県民運動推進強化月間で、各種啓発事業が展開されております。神河町もグリンデルホール正面に啓発用横断幕を掲げさせていただいております。御承知のとおり、戦争は最大の人権侵害と言われますが、8月は今年でさきの大戦が終戦を迎えてから78年となります。毎年この8月には、神河町遺族会様による平和事業として、20日には映画上映と、その前日、19日より1週間にわたり、戦争体験者の方々の御協力による体験談がケーブルテレビで放映されます。多くの皆様の御来場とテレビの御視聴をよろしくお願い申し上げます。

結びになりますが、まだまだ暑い日が続きます。議員各位におかれましては、今後とも健康には十分御留意していただきまして、町政発展のため引き続き御活躍いただきますようお願い申し上げ、閉会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。

午前9時25分